

平成28年6月24日（金）	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約第一グループ
担当	鈴木・山田
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2627・2632
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	伊藤・佐藤
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3627・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	西川原・牧野
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

## 公共工事の前払金に関する取扱いについて

平成28年5月27日に地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行され、公共工事の前払金に関する事項が改正されましたので、下記のとおり愛知県公共工事請負契約約款を改正します。

### 記

#### 1 改正の内容

工事の受注者が前払金（契約金額の40%）及び中間前払金（契約金額の20%）を充てることのできる経費のうち、現場管理費及び一般管理費等について、用途の限定（労働者災害補償保険料・保証料に限る）を解除し、すべての現場管理費及び一般管理費等（ただし、上限は前払金及び中間前払金の25%）に拡大する。

#### 2 改正の時期

平成28年7月1日（平成28年7月1日以降に契約するものから適用）

ただし、平成28年4月1日以降に契約を締結した工事については、受注者との協議のうえ、変更契約により対応できることとする。